

OpenAI Deep Research

了解しました。高石秀樹弁護士が勤める知的財産活動と、それに関連する提言や著作、講演内容、業界への影響、今後の展望について詳しく調査します。

調査が完了しましたら、詳細な情報をお伝えしますので、お待ちください。

## 高石秀樹弁護士による知的財産活動の提言と動向

高石秀樹(たかいし・ひでき)弁護士は、日本および米国カリフォルニア州で弁護士資格を持つ知的財産の専門家で、中村合同特許法律事務所のパートナー弁護士・弁理士です ([高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。特許法・商標法・意匠法などの産業財産権から、不正競争防止法、著作権法、ライセンス契約、企業法務まで幅広く手掛けており、日本語・英語両方で業務を行っています ([高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。東京工業大学大学院で工学修士を取得した理系出身で、弁護士登録後は一貫して知財分野に従事し、特許事務所と企業の双方の視点を持つ実務家です。また、\*\*「弁護士・高石秀樹の特許チャンネル」\*\*というブログやYouTubeチャンネルを運営し、知財判例の研究・解説をライフワークとしています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル\(弁護士/弁理士/米国 CAL 弁護士、PatentAgent 試験合格\)](#))。自身が共著・単著で出版した『特許裁判例事典』や『意匠裁判例事典』などを通じて、最新の重要判例の知見を分かりやすく共有し、Twitter や Facebook でも知財情報を発信するなど、知的財産の普及・教育にも熱心に取り組んでいます ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル\(弁護士/弁理士/米国 CAL 弁護士、PatentAgent 試験合格\)](#))。

以下では、高石弁護士が提唱している具体的な知的財産活動上の提言や主張、そのフォーカス分野や対象としている業界、さらにそうした知財活動の今後の展望と期待される影響について、入手可能な情報をもとに詳しく解説します。

### 高石弁護士の具体的な提言・主張

#### 特許戦略: 質の重視と将来を見据えた権利形成

高石弁護士が特に強調しているのが特許出願戦略の高度化です。彼は「特許の真の価値は将来に向けたオプション権の確保にある」と述べており、特許出願を将来の

事業展開や競争状況に備えるための“オプション”と捉える視点を提案しています ([知財業界のプロフェッショナルに迫る！「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#))。そのため、単に権利を取得すること自体を目的とするのではなく、**将来的な権利活用まで見据えた出願コンサルティング**に今後ますます力を入れていきたいと語っています ([知財業界のプロフェッショナルに迫る！「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#))。

具体的な戦略として、高石弁護士は日本企業の最近の特許出願動向に着目し、「新規出願から分割出願・諸外国への移行を重視する方針に転換している」と指摘します ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))。出願件数よりも出願の質(クオリティ)を高めることが重要であり、発明の内容を最初の明細書に可能な限り充実して記載し、後から柔軟にクレームを追加できるようにしておくことを推奨しています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)) ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#))。実際、高石弁護士は日本弁理士会の機関誌『**パテント**』2022年8月号に「特許『出願』価値の最大化戦略－当初明細書の工夫＋クレーム文言の工夫<12選>－」と題した論稿を発表し、明細書記載やクレームの工夫によって特許出願の価値を高める具体的なテクニックを紹介しています ([執筆 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。この中で提案されている多種多様な「小技」は、彼自身が長年にわたり膨大な判例研究を行ってきたからこそ得られた知見であり、特許実務者にとって「明日から使える」実践的な内容となっています ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#))。

特許出願の質を高め将来のオプションを確保する手法の一つとして、高石弁護士は**分割出願戦略**の活用を強く勧めています。可能な限り広範な発明の態様を最初の出願に盛り込み、審査過程で分割出願を繰り返して**係属状態を維持**することで、競合他社の製品動向を見ながら後からクレームを追加・変更できる柔軟性を確保できると述べています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)) ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))。実際、日本企業の多くの特許出願が分割を繰り返して特許庁審査に係属中の状態を保っており、この傾向は今後も続くと見られます ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))。この戦略により、自社の特許ポートフォリオを将来的な事業展開に合わせて最適化できる反面、「当初明細書に多数の発明を記載した場合には、それらを分割出願でカバーし続けなければ公開しただけで権利化していない技術を競合に利用されるリスクがある」点にも注意を促しています（

範囲を狭め競合を利する結果になりかねないという警鐘です（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。このため、高石弁護士は明細書に記載する発明のボリュームと、出願後に計画する分割出願の戦略は表裏一体\*\*であり、「やみくもに大量に記載すれば良いものではない」と述べています（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。

さらに、高石弁護士は特許クリアランス（他社特許の権利侵害回避策）に関しても、新しい視点を提示しています。従来は競合他社の特許クレームの範囲を検討し、自社製品がそれに抵触しないようクリアランスするのが一般的でした。しかし、前述のように競合が分割出願を駆使して将来クレームを変更してくる可能性が高まっている現在では、「公開公報に記載されたクレームだけを見て安心するのでは不十分」であると指摘します（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。\*\*「相手（競合）はこちらの製品を見ながら請求項を作ってくる」\*\*くらいの意識で対応することが不可欠であり、それだけ他社特許のクリアランス作業の量・難易度は上がっていると述べています（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。このように高石弁護士は、企業が今後生き残り競争優位を保つためには、**特許の取得段階から権利行使・競合対策まで一貫して見通した戦略的な知財活動が必要だと強調しているのです。**

## 「権利行使まで見据えた出願」を重視

特許権の取得後の活用についても、高石弁護士は独自の視点を示しています。日本では年間約 30 万件もの特許出願がある一方、特許侵害訴訟は年に約 150 件程度とごくわずかであり、「**特許が裁判で権利行使される割合は 2000 分の 1 程度**」に過ぎないと指摘しています（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。このため、企業によっては「とりあえず特許権を取る」ことが目的化し、裁判で戦うことまでは想定せずに出願しているケースも少なくないと分析しています（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。しかし高石弁護士は、**すべての特許出願について裁判所での争いまで想定した戦略を念頭に置くべきであり、それをしなければ特許出願・維持にかかる費用対効果を最大化できないと強く主張しています**（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）。言い換えれば、「**特許を取ればそれで良い**」という発想から、「**特許権を本当に使える武器にする**」発想への転換を促しているのです。

この考え方に沿って、高石弁護士は企業の知財部門向けに\*\*「事業に資する知財戦略」を提唱しています。これは、知財活動を単なる技術保護ではなく経営の利益に直結させる戦略として位置付けるものです。高石弁護士は 2023 年 3 月に「事業に資す

る知財戦略(+留意点)」というテーマでオンライン講演を行い ([高石秀樹弁護士・弁理士がオンラインにて「事業に資する知財戦略 ...」](#))、さらに同内容の有料セミナーを5時間かけて実施するなど、この分野の啓発に努めています。後にその講義の一部は本人のYouTubeチャンネルでも約2時間に編集され無料公開されました ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))。講義前半では経営幹部(取締役)向けに、知財戦略が事業にもたらす価値を説いており、ここでIPランドスケープ(知財情報による事業環境分析)やコーポレートガバナンスコード\*\*との関連にも触れています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))。これは、日本の企業統治指針であるコーポレートガバナンス・コードにおいて近年「知的財産等の無形資産を活用した価値創造」が重視されるようになった流れを踏まえ、知財部門と経営層のコミュニケーション強化を訴えるものです。高石弁護士自身、「この内容を理解できる役員がいる会社で知財活動をしている人は恵まれている」と述べており ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))、経営層が知財戦略の重要性を認識することの希少性と、それが実現した場合の強さを示唆しています。知財部門が経営に提言できる情報や連携のあり方についても、高石弁護士はセミナー等で積極的に議論しており(例:2019年「知財部門から経営陣に提言する情報について」の講演 ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ! - 知泉会](#)))、知財と経営を橋渡しする役割を担おうとしています。

## 知財人材への情報収集・判例研究の推奨

高石弁護士の提言でもう一つ特徴的なのは、**知財情報の収集・分析力の向上**についてです。自身が判例解説書を執筆するなど判例研究を重ねてきた経験から、知財実務者に対して「**裁判例等の研究の重要性と活用**」を説いています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル - YouTube](#)) ([特別編第10回](#))[知財実務オンライン:「法律家 - YouTube](#))。彼のYouTubeチャンネルでもこのテーマの動画を公開しており、判例に学ぶことでより強い特許明細書の作成や的確な権利行使が可能になるとしています。また、「**プロフェッショナルとしての情報収集術**」と題した動画では、国内外の審決・判決情報、特許文献や関連ニュースを効率よく収集し実務に活かす手法について語っています ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル - YouTube](#)) ([特別編第10回](#))[知財実務オンライン:「法律家 - YouTube](#))。高石弁護士は、日本企業がグローバル競争で知財力を発揮するには**知財担当者のスキルアップ**が不可欠であり、そのために判例データベースや各種情報源を駆使して学習・研究を続ける姿勢を勧めています。実際、彼の講演や執筆には欧米中韓の特許制度比較や統計分析に関する調査研究への参加経験も活かされており ([高石秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#)) ([高石秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))、知財実務を単なる国内業務にとどめず**国際的な視野**で捉える重要性も示唆しています。

以上のように、高石秀樹弁護士は\*\*「特許の質と柔軟性を高め、経営に資する知財活動を展開すること」\*\*を中心に据えた提言を行っています。それは具体的には、明細書・クレームの工夫による権利形成、分割出願の戦略的活用、訴訟まで見据えた出願、知財と経営戦略の統合、そして知財人材の専門力強化という多面的な主張として表れています。

## 注力している知的財産分野

特許分野が高石弁護士の最も注力する領域です。弁護士とともに弁理士資格も有する彼は、日々の業務の中核を特許関連業務(出願・権利化、無効審判、侵害訴訟など)が占めており、前述のとおり判例研究や特許戦略に関する発信も精力的に行っています([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#))。中村合同特許法律事務所の紹介ページでも主な取扱業務として\*\*「特許法・商標法・意匠法等の産業財産法」およびそれらに関連する不正競争防止法や著作権法まで幅広くカバーしていることが明記されています([高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。実際、高石弁護士は意匠\*\* (デザイン) や商標についても専門家としての知見を有しており、例えば\*\*「意匠権と消尽(国内譲渡/国外譲渡。特許・商標との対比)」と題した記事を執筆して日本弁理士会の会誌『[パテント](#)』2023年1月号に寄稿するなど、デザイン権と他の知財法との関係について論じています([執筆 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。このように産業財産権全般\*\*に精通していますが、中でも特許に関する発信量が突出しているため、特許分野が最重視領域と言えます。

また、高石弁護士は著作権やコンテンツ分野にも一定の関与があります。自身が知財の専門家として関与した自主制作映画「知的財産剣」では、映画プロデューサーや監督とともに知財×映画という異分野融合の試みに挑戦しています([\(特別編第10回\)法律家、プロデューサー、映画監督が語る、映画館上映までの道のりと世界展開構想 | 知財実務オンライン](#))。このプロジェクトは知財実務オンラインの特別編として取り上げられ、映画制作を通じて知財の重要性を広めるユニークな取り組みでした([\(特別編第10回\)法律家、プロデューサー、映画監督が語る、映画館上映までの道のりと世界展開構想 | 知財実務オンライン](#))。映画そのものは著作物であり、その制作・公開には著作権法上の検討も不可欠ですが、高石弁護士の参加したこの企画は知財専門家がコンテンツ産業に直接乗り出す新しい知財活動として注目されました。さらに、YouTube上で「[【著作権】映画の著作物](#)」と題した研修動画が公開されるなど([【著作権】映画の著作物\(弁理士春秋会 20220712 研修の編集カット ...\)](#))、映像作品に関する著作権の話題にも関与しています。

総じて、高石弁護士は\*\*「特許を中心としつつ商標・意匠・著作権など知的財産全般を網羅するオールラウンドな専門家」です。ただし、その活動の核となるのは特許に関する知見・戦略であり、特に発明の権利化(特許取得)フェーズ\*\*におけるコンサルティングや訴訟を見据えた戦略立案に力を入れています ([知財業界のプロフェッショナルに迫る！「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#))。

## 活動の対象業界や企業

高石弁護士の知的財産活動は幅広い業界・企業を対象にしています。自身が所属する中村合同特許法律事務所は大手から中小まで様々な企業の特許・知財案件を扱う総合事務所であり、高石弁護士も電気・IT、機械、化学、バイオ、コンテンツ産業など多岐にわたるクライアントをサポートしていると考えられます ([高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))。実際、彼が分析・言及するテーマには特定の業界に偏りがなく、製造業からハイテク、コンテンツビジネスまで横断的です。その一例として、2023年11月には自身のメディアで旭化成(素材・化学メーカー)の知財報告書を取り上げて「知財活動による企業価値向上」を客観的に検証したり、任天堂(ゲーム業界)の知財戦略、KDDI(通信業界)の知財マネジメントに言及するなど ([Home](#))、大企業の知財活動を各業界ごとに分析しています。これは、食品業界における知財活動を論じた弁理士の寄稿を紹介しつつ、「食品業界では特許クロスライセンスにより業界内の力関係が変化した例や、統合報告書での無形資産開示が他業界より優れている」といった指摘に触れるなど ([食品業界における知的財産活動](#))、業界ごとの知財の特徴や課題にも関心を寄せていることが伺えます。

一方で、高石弁護士自身の活動にはスタートアップ企業やベンチャー支援の側面もあります。2016年には同僚とともに知財コンサルティング会社「株式会社パテントインベストメント」を立ち上げ、知財コンサル業務や災害救助用ドローンの開発を行うなど、新興企業のビジネスに深く関与しました ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#)) ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#))。この経験から、スタートアップが知財を活用する重要性を強く認識しており、「資金や設備に乏しいベンチャーでも、特許を武器にすれば大企業と対等以上に戦うことも可能」だと述べています ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#))。日本のスタートアップの多くは知財の重要性にまだ十分気付いていないとしつつ、発明の発掘・権利化・活用を支援することで飛躍のチャンスを生み出せると主張しています ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#))。実際、高石弁護士は日本ベンチャー学会の制度委員会に参加したり(2020年～) ([高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#))、各地の知財セミナーでベンチャー支援に関する講演を行うなど、起業家や中小企業向けの知財啓発にも積極的です。2024年4月には知財人材コミュニ

ティ「知泉会」のセミナーで「特許出願価値を最大化するための工夫」と題した講演を行い、さまざまな業種・事業ステージの参加者に対し特許戦略の実践的アドバイスを提供しました ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#))。このような活動を通じて、大企業のみならず中小・ベンチャー企業の知財活動を底上げすることも高石弁護士使命の一つとなっています。

さらに前述のように、高石弁護士は知財と異業種とのコラボレーションにも関わっています。映画「知的財産剣」のプロジェクトでは法律家兼プロデューサーの立場で参画し ([\(特別編第10回\) 法律家、プロデューサー、映画監督が語る、映画館上映までの道のりと世界展開構想 | 知財実務オンライン](#))、知財の概念をエンターテインメント作品に織り込む試みに挑戦しました。このようなクリエイティブ産業との接点は異色ではありませんが、知財の価値を広く社会に伝える活動として注目されました。ほかにも、大学との産学連携や知財教育イベント等でゲストスピーカーを務めることもあり、業界・企業規模を問わず知財の重要性を説き支援する横断的な活動が特徴です。

## 今後の展望と期待される影響

高石秀樹弁護士が提唱する知的財産活動は、日本企業や産業界において**知財の戦略的価値を一層高める**ことに寄与すると期待されています。以下に、彼の提言に基づく今後の展望と、その実現によって予想される影響をまとめます。

- ①**知財戦略の経営統合と企業価値向上**: 高石弁護士の主張する「事業に資する知財戦略」が広く浸透すれば、知財部門と経営層の連携が強まり、知的財産が企業価値を左右する重要資産として位置付けられるようになるでしょう。実際に旭化成など一部の先進企業では、知財・無形資産の情報開示や経営貢献の検証が始まっています ([Home](#))。今後より多くの企業が知財戦略を**経営計画の一環**として取り込み、投資家やステークホルダーに対して知財活動の成果を積極的に開示・説明する流れが強まると考えられます。その結果、知財活動が企業評価(株価やブランド価値)にも直接影響を与え、**知財を制する企業が市場を制する**場面が増えていくでしょう。
- ②**特許ポートフォリオの高度化と競争力強化**: 出願段階から将来の展開を見据えた高石流の特許戦略が採用されれば、日本企業の特許ポートフォリオの質は飛躍的に向上すると見られます。分割出願や外国出願の巧みな活用によって、自社技術を広範に権利でカバーしつつ、競合の動きを牽制できるようになります (

でき、他社による模倣や市場参入を抑止する競争力を得るでしょう。また、特許出願をする際に将来の訴訟リスクやエビデンスまで考慮するようになれば ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#))、取得される特許権の法的安定性・強度も高まります。結果として、日本発の技術イノベーションが知財によって守られ収益につながりやすくなり、研究開発への投資促進や国際競争力の底上げにつながることが期待されます。

- ③中小・スタートアップの台頭: 知財の武器化という高石弁護士のメッセージが浸透することで、従来は知財活動が手薄だった中小企業やスタートアップにも大きなメリットが生まれるでしょう。限られた資源でも戦略的に特許を取得・活用することで、巨額の資金を持つ大企業に対抗し得る事例が増えると予想されます ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#))。例えば、新興企業が独創的な技術について基本特許を押さえグローバルに展開すれば、大企業側がその領域に安易に参入できなくなり、対等な事業提携やライセンス交渉に持ち込むことも可能です。これは産業全体にイノベーションを促進する効果をもたらし、優れたアイデアを持つベンチャー企業が知財を梃子に成長しやすいエコシステム形成に寄与するでしょう。 ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#))
- ④知財人材と実務コミュニティへの影響: 高石弁護士自身が行う発信活動やセミナーは、国内の知財実務家コミュニティにも大きな刺激となっています。判例研究の蓄積や情報収集術の共有によって、知財部員や特許技術者のスキルが底上げされれば、企業内の知財戦略立案力も向上します。さらに、知財の楽校や知泉会など教育プラットフォームを通じて若手人材が育成されれば、将来的に日本全体の知財マネジメント水準が上がるでしょう ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#)) ([知財業界のプロフェッショナルに迫る! 「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#))。高石弁護士のように実務経験と理論知見を兼ね備えたプロフェッショナルが率先して知識を公開する流れは、クローズドになりがちだった知財情報をオープンにし、業界全体の発展に資するという好循環を生みつつあります。
- ⑤知財制度・政策への示唆: 高石弁護士の活動や提言は、国内の知財制度や政策にも示唆を与えています。例えば、特許出願件数の減少傾向に対して質の向上で対応すべきとの主張 ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#))は、日本特許庁や政府の知財推進計画にも通じる視点です。実際、政府は「知的財産推進計画 2025」に向けた検討を進めており ([Home](#))、企業の知財投資やガバナンス強化を促す方針を掲げています。高石弁護士が強調する経営と知財の融合や無形資産の重視は、今後の制度設計や支援施策にも影響を与え、**国家レベルで知財立国を推進する動きを後押しする可能性**があります。



総括すると、高石秀樹弁護士が勧める知的財産活動とは、「[知財を企業戦略の中核に据えてフル活用すること](#)」に他なりません。その具体策は高度な特許出願テクニックから組織運営、人材育成、産業支援にまで及びます。これらの提言が実践され広がっていけば、個々の企業はもちろん、日本経済全体が知財による価値創造力を高め、新たなイノベーションと競争優位を生み出すことが期待できます。高石弁護士自身、「[知財は異分野との掛け合わせからイノベーションが生まれる](#)」と述べており（「[イノベーションは異分野の掛け合わせから](#)」～[知財×映画への挑戦](#) ...）、知財と他領域を結ぶ挑戦にも意欲を見せています。今後も彼の発信と実践は、日本の知財活動の指針の一つとして注目され続けるでしょう。

#### 参考資料:

- [中村合同特許法律事務所 高石秀樹プロフィール](#)（[高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）（[高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）
- [中村合同特許法律事務所 執筆情報](#)（高石弁護士の論稿掲載情報）（[執筆 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）（[執筆 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）
- [弁護士・高石秀樹の特許チャンネル](#)（ブログ）（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル](#)（[弁護士/弁理士/米国 CAL 弁護士、PatentAgent 試験合格](#)））（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）
- [知財業界インタビュー記事](#)（知財の楽校/PR EDGE）（[知財業界のプロフェッショナルに迫る！「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#)）（[知財業界のプロフェッショナルに迫る！「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#)）
- [知泉会セミナー記録](#)（[ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#)）
- [FAST 法律事務所 草野氏プロフィール](#)（[パテントインベストメント関連](#)）（[草野 大悟 - FAST 法律事務所](#)）（[草野 大悟 - FAST 法律事務所](#)）
- [よろず知財コンサルティング ブログ](#)（[業界別知財活動の紹介](#)）（[食品業界における知的財産活動](#)）（[Home](#)）
- [知財実務オンライン 特別編](#)（[知的財産剣プロジェクト](#)）（[（特別編第 10 回）法律家、プロデューサー、映画監督が語る、映画館上映までの道のりと世界展開構想 | 知財実務オンライン](#)）

（[高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）（[高石 秀樹 - NAKAMURA & PARTNERS](#)）（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル](#)（[弁護士/弁理士/米国 CAL 弁護士、PatentAgent 試験合格](#)））（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）（[弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)）（

[高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#) ([ひとり知財サポート実績 - chisenkai ページ!](#)) ([執筆 - NAKAMURA & PARTNERS](#)) ([知財業界のプロフェッショナルに迫る! 「高石秀樹弁護士」公開のお知らせ | PR EDGE](#)) ([弁護士・高石秀樹の特許チャンネル「事業に資する知財戦略」](#)) ([草野 大悟 - FAST 法律事務所](#)) ([Home](#))